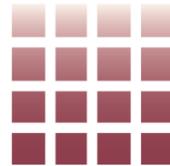


四間道

都市景観形成地区

景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークابل・景観推進課

住所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話: 052-972-2732[ダイヤルイン]
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市



はじめに

当地区は、慶長15年（1610）の名古屋城築城とほぼ同時期に開削された堀川の舟運を利用する商人とともに発展したまちです。昭和61年より、名古屋市町並み保存要綱に基づき、「四間道町並み保存地区」に指定し、地域住民と行政が協力しながら、歴史的景観の保全に取り組んでいます。

さらに、景観法*1に基づく名古屋市景観計画*2において、特に良好な景観の形成をすすめる地区として「四間道都市景観形成地区」に位置付け、平成31年4月より、基本方針や景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。

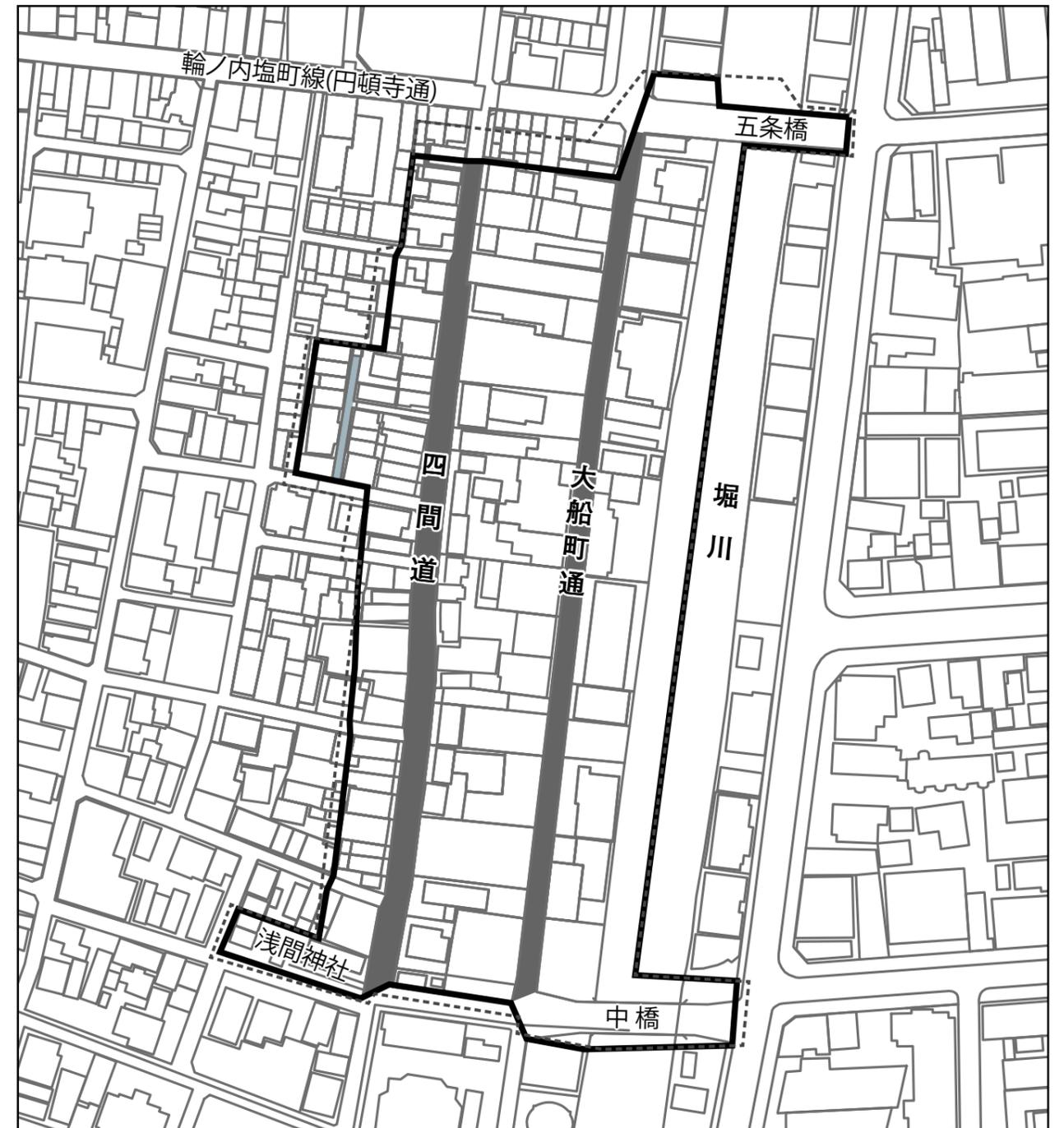
*1：平成16年6月制定

*2：平成19年3月策定

基本方針

清須越により堀川端に形成された商人町の面影を残す土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境が調和のとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とします。

- 四間道都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物の新築や変更などを計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、四間道地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



四間道都市景観形成地区区域 面積：約 2.6ha

五条橋、中橋、浅間神社及び那古野一丁目のうち、輪ノ内塩町線(円頓寺通)の沿道奥行き(南側)15m、四間道沿道奥行き(西側)15m、その他道路沿道奥行き(西側)10mに囲まれた区域

■ 主要道路 ■ その他の道路

----- 四間道町並み保存地区

N 0 50 100m

建築物

基本事項

1

建築物は、土蔵群、町家など、四問道地区に残る伝統的建造物と調和したデザインとする。

2

建築物の外観は、落ち着いた色彩、配色とする。

高さの最高限度

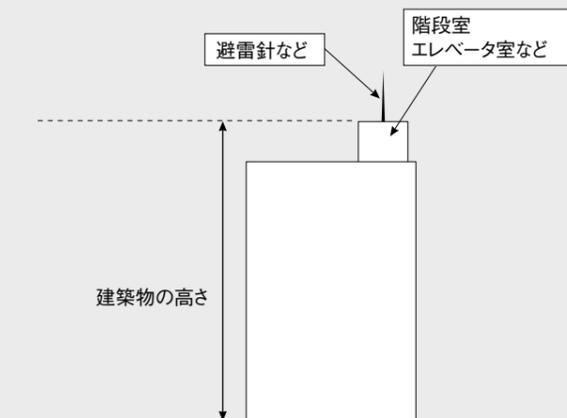
3

建築物の高さ（建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。）は20m以下とする。

ただし、大船町通より東側の街区において、建築物の壁面を十分に後退させ、街並みとの調和に配慮されたものについては、31m以下とする。

町並み保存地区内において、町並みの特性を維持していると認められる戦前までに建てられた町家・土蔵及び塀を伝統的建造物に指定しています。建築物は、これらと調和するデザイン、色彩、配色としてください。

中・低層の景観を維持するため、特に目立つ高さの建築物を制限します。



※工作物の高さ(基準16)もご確認ください。

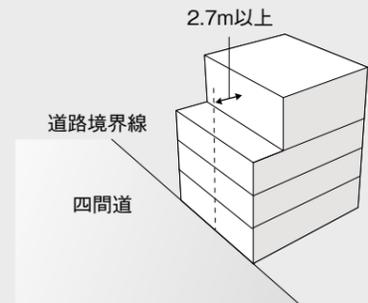
壁面の位置

4

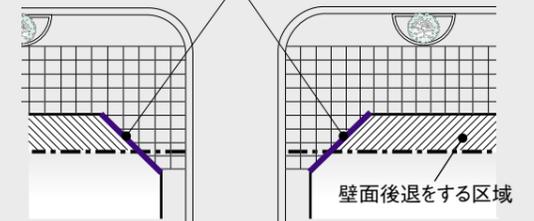
道路からの圧迫感を軽減するため、四問道に面する建築物の4階以上の外壁面から道路境界線までの距離は2.7m以上とする。

ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

伝統的建造物が建ち並ぶ雰囲気を損なわないよう、4階以上の壁面を後退させてください。



隅切り部分
道路と道路が交差する敷地の角が切り取られている部分をいいます。

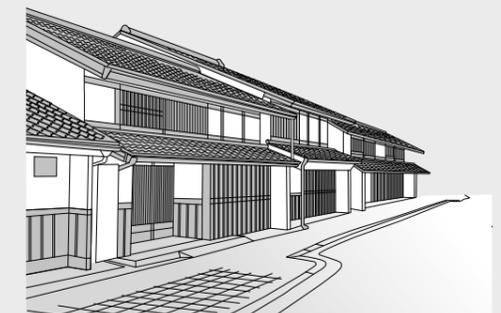


屋根

5

屋根の形状は、切妻屋根とするなど、周囲の伝統的建造物と調和した向き、勾配となるよう努める。

四問道地区の伝統的建造物の屋根形式は、切妻屋根、平入りであることが特徴の一つです。屋根の連続性を損なわないよう努めてください。



ここでいう切妻屋根とは、2面の傾斜面から成る屋根をいい、平入りとは、軒が道路に平行する屋根形式をいいます。

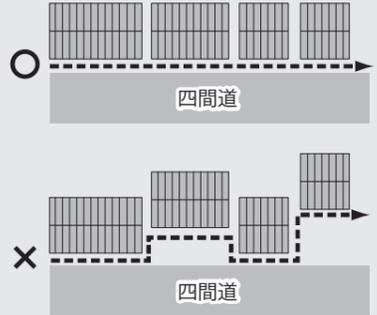
建築物

1・2階部分

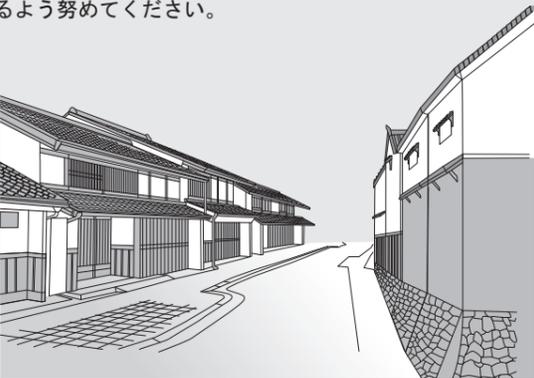
6

四間道に面する建築物の1・2階部分の外壁は、伝統的建造物や既存の石垣の位置にそろえるなど、街並みの連続性を損なわないよう努める。

建物や門、塀などの壁面線をそろえ、統一感のある連続した街並みが形成されるよう努めてください。



周囲の伝統的建造物と調和し、街並みの連続性を確保するよう努めてください。



7

建築物の1・2階部分には、軒庇や開口部に格子を設置するなど、歴史を感じさせる演出に努める。

8

建築物の1・2階部分の外観の色彩は、白、黒、濃い茶を基調とするよう努める。

駐車場

9

駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

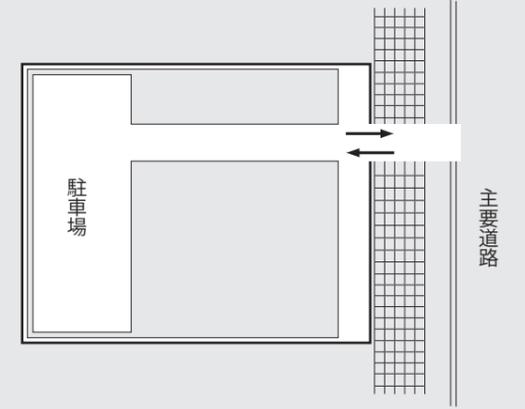
10

駐車場の出入口は、極力少なくするように設置するとともに、四間道に面して設置しないよう努める。

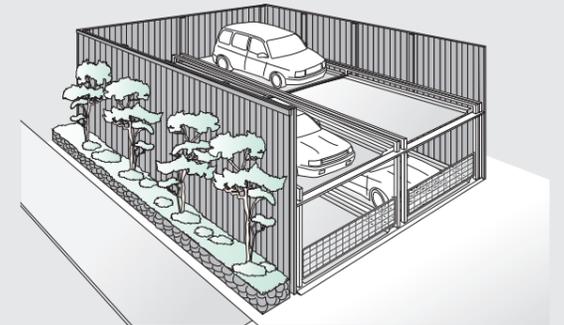
11

立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど、街並みとの調和に配慮する。

駐車場を設ける場合は、街並みの連続性を損なわないよう配慮してください。



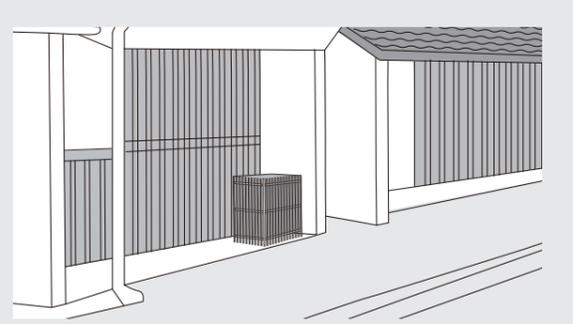
立体駐車場を設ける場合は、自動車だけでなく機械設備なども一体的に隠し、修景を行ってください。



建築物

建築設備など

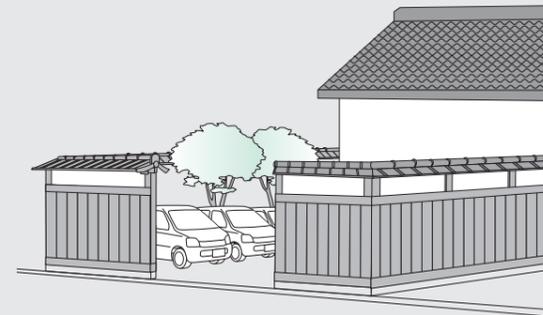
12 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫し、道路に面して設置する場合は格子で覆うなど、見えにくいよう配慮する。



空地

13 道路に面して駐車場などの空地を設ける場合は、門、塀の設置や緑化により修景を行うなど、街並みの連続性を損なわないよう努める。

駐車場などの空地を設ける場合は、街並みの連続性を損なわないよう修景に努めてください。



工作物

基本事項

14 工作物は、土蔵群、町家など、四間道地区に残る伝統的建造物と調和したデザインとする。

15 工作物の外観は、落ち着いた色彩、配色とする。

高さの最高限度

16 工作物の高さ（建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、当該建築物の高さとの合計とする。）は、建築物の高さの最高限度を超えないこととする。

塀など

17 塀などを設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。

建築物の高さは、基準3に準じます。

建築物の高さの最高限度 \geq (工作物の高さ + 建築物の高さ)

建築物の高さ

工作物

周囲の伝統的建造物と調和するよう配慮してください。

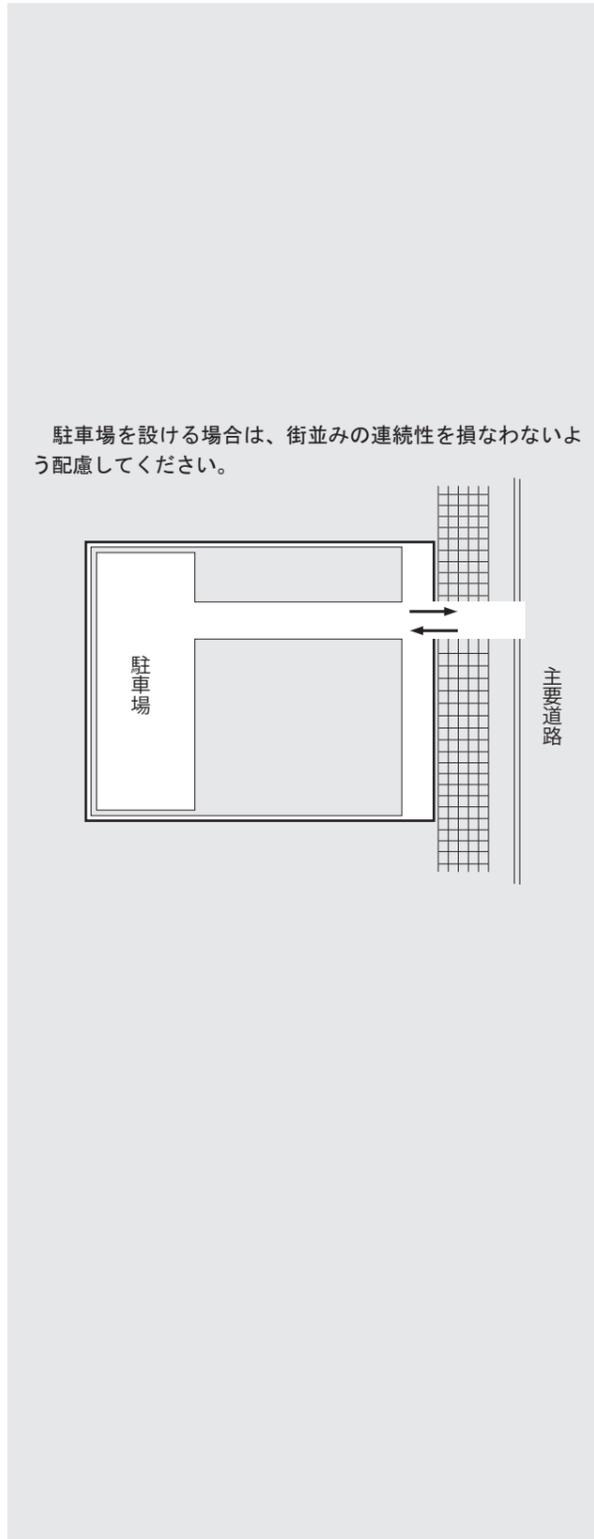
工作物

擁壁

18 既存の石積み・石垣はできる限り残すものとする。新たに設ける場合は、街並みとの調和に配慮する。

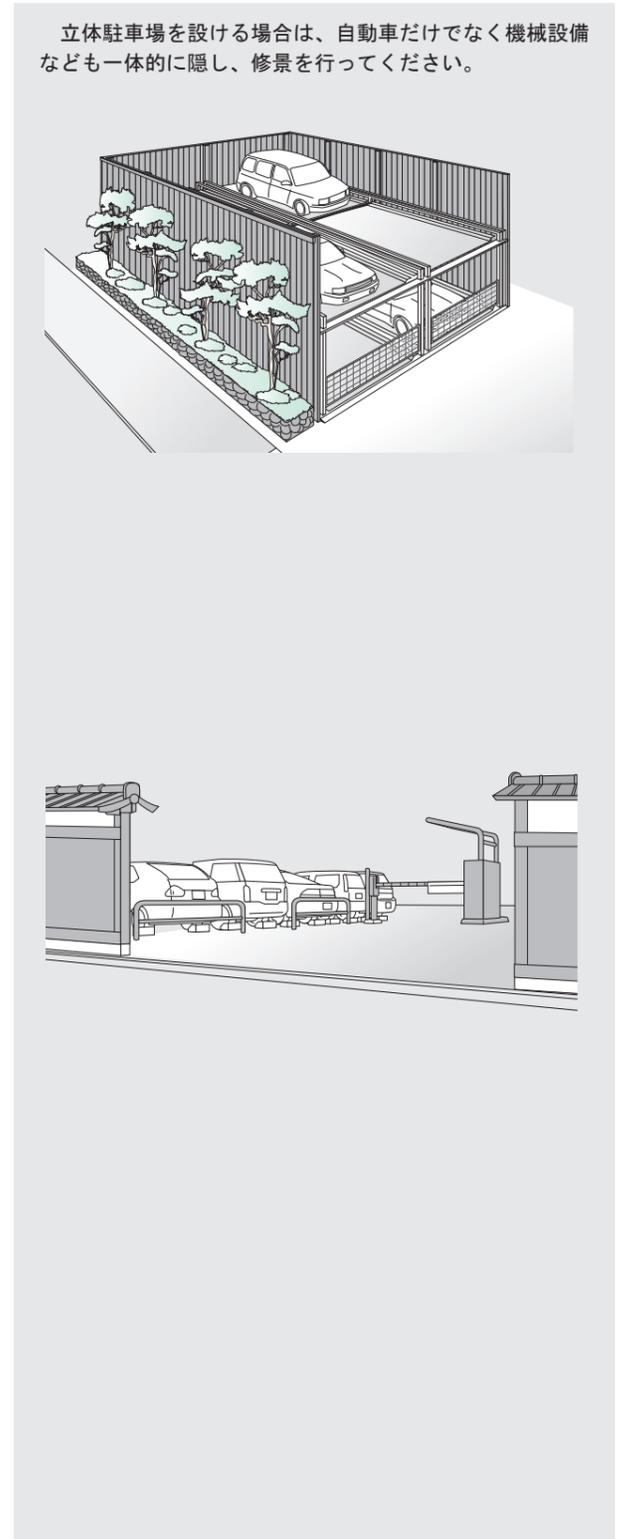
駐車場

19 駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。



20 駐車場の出入口は極力少なくするように設置するとともに、四間道に面して設置しないよう努める。

21 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど、街並みとの調和に配慮する。



22 道路から見える精算機や車止め、柵などの附属設備は、落ち着いた色彩とし、街並みとの調和に配慮する。

自動販売機

23 道路から見える自動販売機は、落ち着いた色彩を基調とし、街並みとの調和に配慮する。

広告物

26

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

24

広告物は、地区のイメージを高めるような質の高い落ち着いたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。四間道地区は、歴史的な落ち着いた雰囲気の街並みです。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

25

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、公共性の高いもので、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

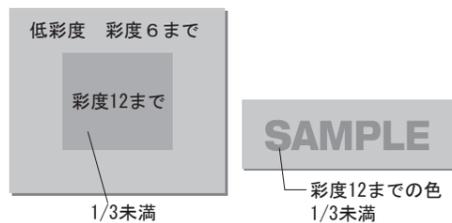
色彩

26

彩度12を超える色は使用しない。

27

彩度6を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。



地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。

照明など

28

点滅する広告物、輝度に変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置

29

電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.5㎡以下で、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性が高いものや景観上デザインが優れているものと市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告

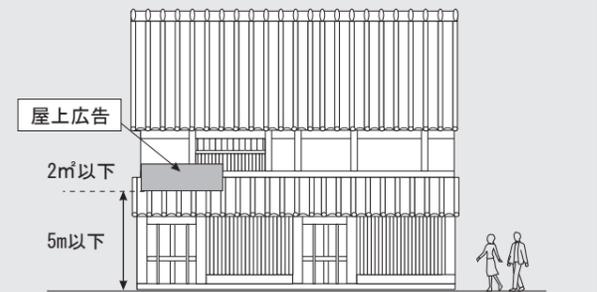
30

屋上広告は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が2㎡以下で、下端の高さが5m以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示および映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



横型のデザインを推奨します。また、骨組み、支柱などの構造体は目立たないように配慮してください。

広告物

壁面広告

31 1つの表示面の表示面積は2㎡以下とする。

数量

32 屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき5㎡以下とする。
(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)

壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

$\square \leq 2\text{㎡}$
 $\square \leq 2\text{㎡}$
 $\square + \square + \square \leq 5\text{㎡}$

壁面面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含まれます。

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。

突出広告

33 主要道路上空に突き出さない。

34 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

35 主要道路に面して設置する場合は、1つの表示面積は0.5㎡以下とする。

地上広告

36 地上からの高さは、4m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。

37 道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は5㎡以下とする。

38 主要道路上空に突き出さない。

地上広告とは、地上に設置する広告塔、広告板のことをいいます。地上広告は周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。

地上からの高さは、4m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。

地上広告とは、地上に設置する広告塔、広告板のことをいいます。地上広告は周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。

コインパーキングなど、道路に面した部分の広告の掲出量は最小限とし、周辺の街並みとの調和に努めてください。

① × 2 + ② ≤ 5㎡

都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- 都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- 屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- 都市景観形成地区内において表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- 都市景観形成地区内で、大規模建築物等（延べ面積10,000㎡を超える建築物等）の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- 平成31年4月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物については、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- 通常の管理行為、軽易な行為
- 地下に設ける建築物、工作物の建築等
- 仮設の工作物の建設等
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 消火設備
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
- 景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
- 景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
- 都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
- 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- 修繕等を行う外壁の面積が10㎡以下である建築物又は工作物 など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

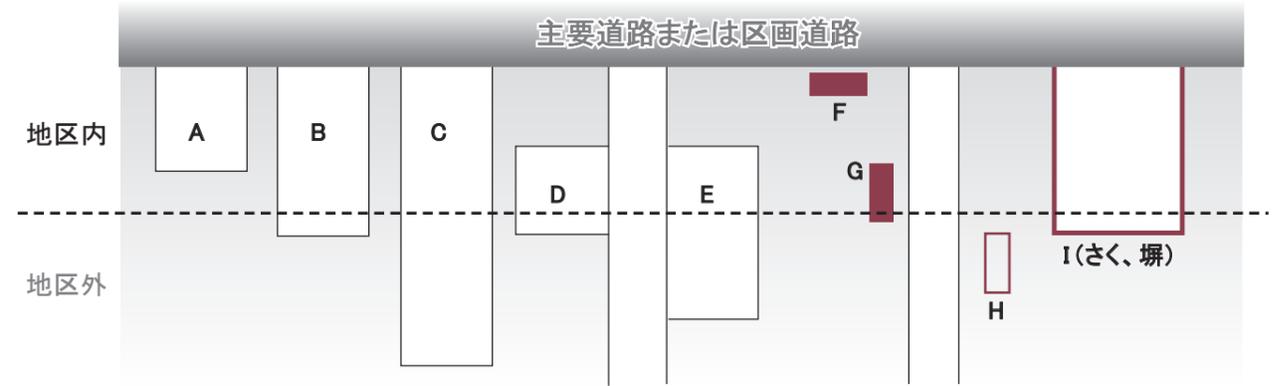
- 敷地が主要道路または区画道路に面しているもの
- 敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 …… 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- 主要道路または区画道路に面しているもの
- 地区内に設置するもの

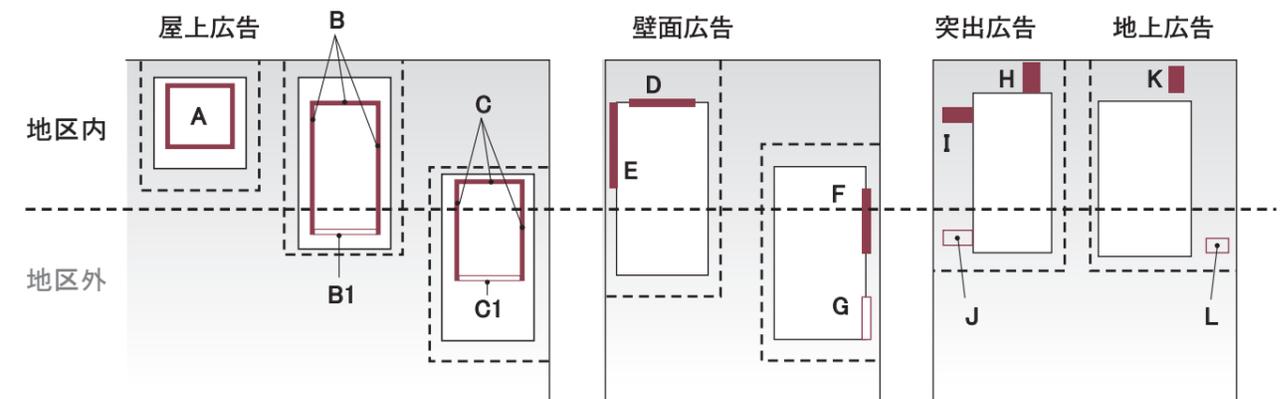
F、G、Iの場合 …… 基準を適用します。
Hの場合 …… 基準を適用しません。



広告物

- 地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

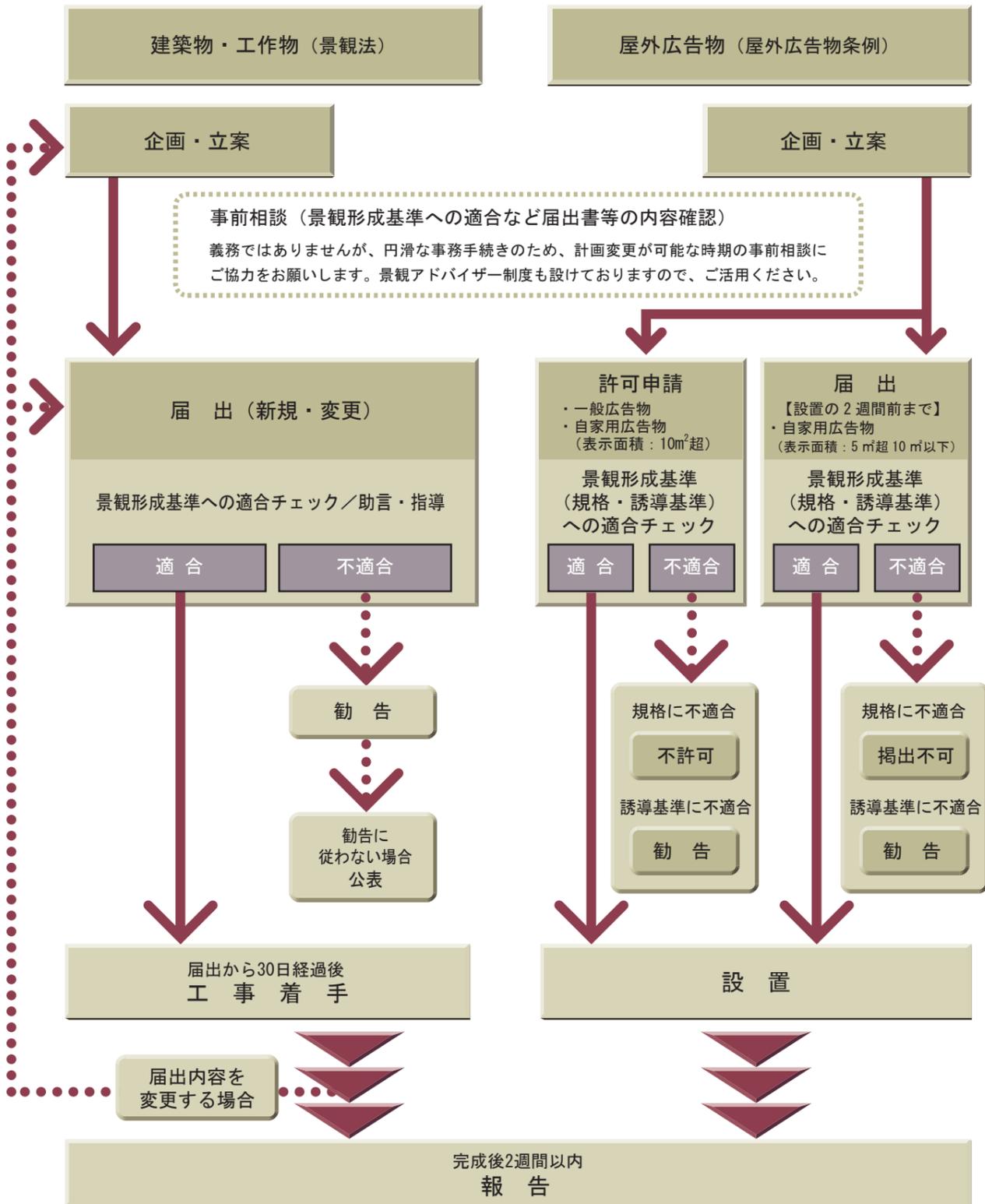
A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



町並み保存事業の届出について

2ページに示す「四間道町並み保存地区」内で、建築物等の新築、増改築、除却等を行う場合には、名古屋市町並み保存要綱に定められている届出をお願いします。

景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
 ※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
 ※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

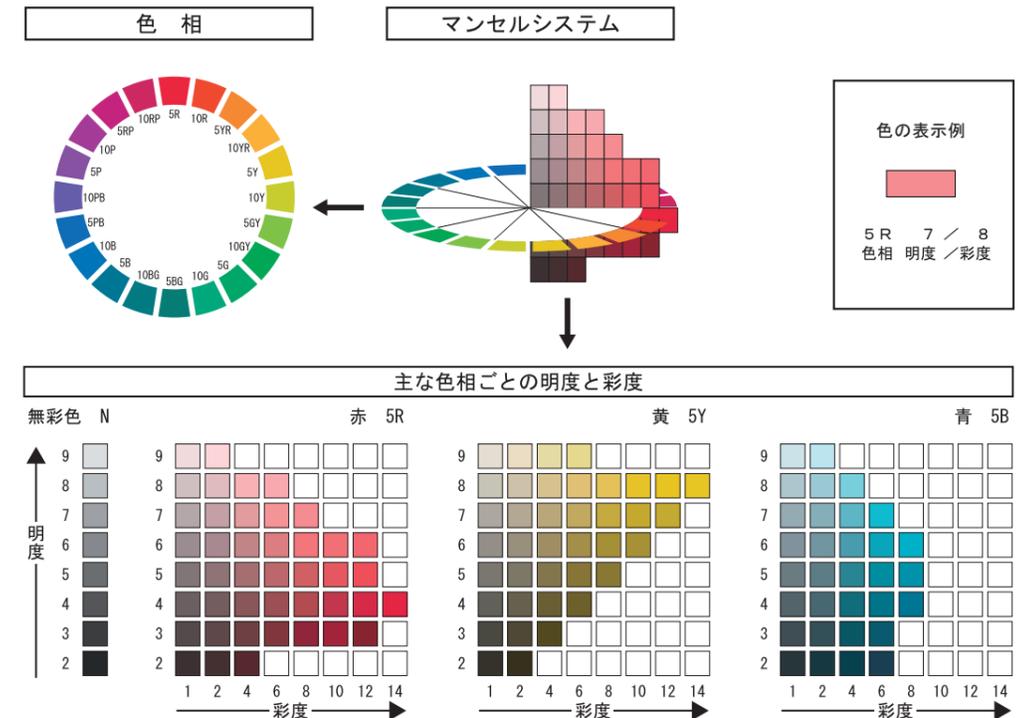
維持管理について



・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は四間道地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・景観法とは
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・景観計画とは
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・彩度
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。